

意見募集する案の概要等

計画等の案の名称	(仮称) 島田市犯罪被害者等支援条例(案)の概要について
趣旨	犯罪被害者等支援の施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざす。
案のポイント	誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。被害者やその家族が、受けた被害から回復し、再び平穏な生活に戻るまでの間、途切れない支援が必要とされている。市は、犯罪被害者等の一番身近な自治体として、警察や支援団体等関係機関と連携協力を図りながら、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に推進していく。
論点	<p>主に基本的施策に掲げている下記の項目について、市民から意見を聴取したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談及び情報の提供等</li> <li>・見舞金の支給</li> <li>・日常生活の支援</li> <li>・安全の確保(一時保護、施設入所支援、個人情報の保護)</li> <li>・居住の安定</li> <li>・広報及び啓発</li> </ul>
経緯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、国、地方自治体、国民の責務が定められた。現在、国では平成28年に策定された「第3次犯罪被害者等基本計画」により、施策の推進が図られている。</li> <li>・国の基本計画の下で、都道府県と市町村において「総合的な対応窓口」の設置が促進され、当市においては生活安心課がその窓口となっている。</li> <li>・静岡県では平成27年に条例が制定され、県内市町においては、藤枝市等2市1町で制定されている。警察や弁護士会から条例の制定が求められている。</li> </ul>
スケジュール(予定)	<p>パブコメ実施 令和2年3月18日から4月17日</p> <p>施行 令和2年7月予定</p>
関係法令等	犯罪被害者等基本法